

議案第 20 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例について

三朝町農業共済条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十二年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾貳年参月露貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例(昭和三十九年三朝町条例第一一五号)の一部を次のとおり改正する。

第三十六条第一項を次のように改める。

「この町は農作物共済について共済目的の種類ごとに毎会計年度農作物共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には議会の議決を経て当該会計年度の前三会計年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る加入者負担共済掛金(以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。)の三分の一に相当する金額(当該前三会計年度間に共済金の支払を受け又は当該会計年度の前二会計年度間にこの条の規定による無事もとし金(法第百二条の規定による払いもとし金という。以下同じ)の支払を受けたときは当該三分の一に相当する金額のうち当該共済金及び当該無事もとし金の合計金額を差し引いて得る金額)を限度として当該農作物共済加入者に対して無事もとし(同条の規定による払いもと

しという。以下同じ。）をけるものとする。

一 当該会計年度の前三会計年度にわたり共済金の支払を受けず（当該会計年度の前三会計年度間に無事もし金の支払を受けた場合において、当該無事もし金の金額が共済掛金加入者負担分の三分の一に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

二 当該会計年度の前三会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の三分の一に相当する金額（当該会計年度の前三会計年度間に無事もし金の支払を受けたときは当該三分の一に相当する金額から当該無事もし金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

第五十三条第一項を次のように改める。

「この町は養育共済について毎会計年度養育共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前三会計年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る加入者負担共済掛金（以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。）の三分の一に相当

する金額（当該前二会計年度間に共済金の支払を受けず又は当該会計年度の前三会計年度間にこの条の規定による無事もしくは金の支払を受けたときは当該三分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事もしくは金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として当該受贈共済加入者に対して無事もしくはしをすることをする。

一、当該会計年度の前三会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき。（当該会計年度の前三会計年度間に無事もしくは金の支払を受けた場合において当該無事もしくは金の金額が共済掛金加入者負担分の三分の一に相当する金額以上の金額であるときを除く）

二、当該会計年度の前三会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の三分の一に相当する金額（当該会計年度の前三会計年度間に無事もしくは金の支払を受けたときは当該三分の一に相当する金額から当該無事もしくは金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

第九十三条第一項第一号中

「(以下「第一次限度額」といふ。)を「(その算出される金額が農業災害補償法施行規則第三十二条第一

項第一号の農林大臣の定める金額と同一なる場合にはその農林大臣の定める金額以下「第一次限度額」とい

ふ。)に改める。

別表第一を次のように改める

農作物共済の共済金額及び共済掛金率表

水 稻			共済目的	
4	3	2	1	料率 地域区分
森 尾 池 加谷 小河内 波治山 福田 牧 駒谷 岩本 菊原 栗 小 鹿 鎌田 本原 山田 久米	吉田 合谷 吉尾 若宮 下西谷 片栗 穴穂 下畑 余戸 大瀬 砂原 大坪 井土 村谷 井手 泉 西小 鹿 下谷 今泉 湯谷 坂本 三朝 赤松	上西谷 福吉 坂戸 田代 豊原 丹戸 神倉 太郎田	依原 大谷 吉原 木地山 福本 福山 三軒屋 成 中津 高橋 奥光 磯手 鈴山	地 域
五 十	五 十	五 十	五 十	料率 共済金額
一 二	一 九	二 六	五 〇	料率 共済掛金率
〇六三〇〇	〇九九七五	一三六五〇	二六二五〇	全上の負担率 国庫負担率
〇五七〇〇	〇九〇三五	一二三五〇	二三七五〇	農家負担率